令和５年１月３０日

保護者　様

足立区教育委員会

教育長　　大山　日出夫

**児童・生徒をＳＮＳ等の危険から守るために**

　保護者の皆様におかれましては、日頃より、足立区の教育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

　保護者様には、令和５年１月２０日付にて、「ＳＮＳあだちルールの改訂」についてお知らせいたしました。

また、学校では、セーフティ教室等で、これまで繰り返し、ＳＮＳ等の危険性や望ましい使用方法について、児童・生徒に指導しているところです。

　しかし、これらの取組を推進しているにも関わらず、ＳＮＳ等を介して、児童・生徒が事件に巻き込まれる事案が繰り返し発生しております。これらの事案の中には、保護者が、児童・生徒とＳＮＳ等の使用に係るルールを十分に話し合っていない、保護者が、児童・生徒のＳＮＳ等の使用状況を把握しきれていない、という実態があります。さらに、家庭内での会話の少なさ、児童・生徒と保護者の関係の希薄さ等、児童・生徒が家庭内で温かな気持ちで安心して生活することができていないという点も見受けられます。

　児童・生徒の健全育成のためには、学校と保護者、地域の三者の連携・協力が不可欠です。

　保護者の皆様におかれましては、改めて、児童・生徒がＳＮＳ等を介して、面識のない大人とやり取りすることの恐ろしさを児童・生徒にお伝えいただきますとともに、下記をご覧いただき、引き続き、児童・生徒への教育について責任をもってご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

【児童・生徒に対する教育についての保護者の法的責任】

|  |
| --- |
| **教 育 基 本 法** |
| 第十条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。 |

|  |
| --- |
| **児 童 福 祉 法** |
| 第二条  ②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。 |

【教育委員会から】

|  |
| --- |
| **●学校は児童・生徒の家庭でのＳＮＳ等の使用状況を把握することはできません。**  **●他人事と思わず、全ての保護者が今一度、各家庭のＳＮＳ等のルールを見直してください。**  **●ＳＮＳトラブルには、人権を著しく侵害されて命を危険にさらされる可能性があります。** |

【問い合わせ先】

　足立区教育委員会教育指導部教育指導課　電話（３８８０）５９７４

以上